

報告第 2 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成19年10月19日、鎌倉市鎌倉山一丁目1番15号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成20年 6 月 11 日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

1 損害賠償の額 125,436円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 平成20年 5 月 8 日